

中遠地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 磐田市及び袋井市は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりのため、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する中遠地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 受託指定相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関による障害者支援ネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障害者の就労促進に関すること。
- (6) 磐田市及び袋井市の障害福祉計画や福祉施策への提言に関すること。

(組織)

第3条 協議会を構成する者は主として行政、医療、福祉、労働、教育、これらの機関及び家族会並びに当事者団体とする。

2 協議会の運営を行うため、代表者会及び幹事会を置く。

(役員)

第4条 協議会に、会長、副会長、監事の役員を1人ずつ置く。

- 2 会長、副会長及び、監事は、代表者会の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、資金の運用事務の監査を行う。

(任期)

第5条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議の開催は次のとおりとし、会長が招集し議長となる。

(1) 代表者会 原則として年2回。ただし、会長が必要と認める場合は随時招集することができる。

会のメンバーは、別表1で定める組織の代表者とする。

(2) 幹事会 原則として年3回。ただし、会長が必要と認める場合は随時招集することができる。

会のメンバーは、別表2で定める。

2 会議は、構成メンバーの過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議には、必要に応じて構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。

5 構成メンバーの変更については、代表者会において協議することとする。

(部会等)

第7条 協議会の所掌事務を地区ごとに取りまとめるため、磐田支部及び袋井支部を設置する。

2 支部に、地域生活支援、子ども及び就労等の特定の事務又は専門的な事項を所掌するため、部会を設置する。

3 各部会の構成及び運営に関する事項に変更があるときは、前条第1項第1号の代表者会において協議することとする。

(運営資金)

第8条 協議会運営に必要な資金は、磐田市、袋井市からの事務費負担金、その他の収入とする。

(守秘義務)

第9条 協議会における活動に関わった者は、正当な理由なくその職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会計庶務)

第10条 協議会の会計庶務は、協議会に属する受託指定相談支援事業所の中から会長が指名した事業所において処理する。

2 会計庶務は協議会における諸連絡、会議の日程調整及び運営に必要な資金の運用事務を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月10日から施行する。

別表1（第3条、第6条関係）

関係機関	代表者会
行政	磐田市、袋井市
医療、保健	静岡県西部保健所
福祉	磐田市社会福祉協議会、袋井市社会福祉協議会、発達支援センターはあと、子ども早期療育支援センターはぐくみ、磐田学園、（福）ひつじ、（福）明和会、（福）丹穂会、（福）磐田厚生会、（福）安基インクルージョン、（福）福浜会、（福）なごみかぜ、（特）サンサンいわた、（特）ふくでハッピーハンズ、磐田市委託相談支援事業所、袋井市委託相談支援事業所、中東遠圏域スーパーバイザー
就労	ハローワーク磐田、静岡中東遠障害者就業・生活支援センターラック
教育	袋井特別支援学校、浜松特別支援学校磐田分校
当事者団体	磐田市手をつなぐ育成会、袋井市手をつなぐ育成会、丹誠会

別表2（第6条関係）

幹事会	会長、副会長、会計庶務 磐田市、袋井市 磐田市委託相談支援事業所、袋井市委託相談支援事業所
-----	---